

地域で防ぐ鳥獣被害防止支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、野生鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に資するため、鳥獣害防止対策集落リーダー等を中心とした被害防止対策を行うための、集落診断に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象となる経費及びその補助率)

第2条 前条に規定する事業の補助対象経費、交付先及び補助率等は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金等の交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第3条 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、補助金交付申請書(様式第1号)を別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな事業実施主体は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時に当該消費税等仕入控除税額が明らかでない事業実施主体は、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第2号)を交付先に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第6条による補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施主体は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更(別表に定める軽微な変更は除く。)をしようとするときは、補助金変更承認申請書(様式第3号)を提出して知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業実施主体は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を提出して知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

ない。

(補助金の交付方法)

第6条 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払により交付することができるものとする。

2 事業実施主体は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告の提出、提出期限)

第7条 事業実施主体は、事業が完了したとき又は事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書(様式第6号)により、事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出するものとする。

2 第3条第2項ただし書きにより交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たり、第3条第2項ただし書きに該当した事業実施主体において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書きにより交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を、消費税等仕入控除税額報告書(様式第7号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 知事は、事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けたときは、当該報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

(書類の保管)

第9条 補助金の交付を受けた事業実施主体は、この事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(書類の提出)

第10条 本要綱により提出する書類は、正副2部を市町村を經由して所管する農務事務所に提出するものとする。

(その他)

第11条 本要綱に定めるもののほか、必要事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱失効後も、なおその効力を有する。

別表

| 補助対象経費 | 事業実施主体 及び採択条件 | 補助率 | 軽微な変更 |
|--|--|------------------------------------|---|
| <p>集落診断に要する経費</p> <p>1 報償費</p> <p>2 旅費</p> <p>3 需用費</p> <p>4 役務費</p> <p>5 使用料及び賃借料</p> | <p>1 地域で防ぐ鳥獣被害防止支援事業実施要領の第2条に定める協議会(以下「協議会」という。)</p> <p>2 対象地域に集落リーダーが存在すること、または事業実施年度に集落リーダーが育成されることが確実であること。</p> | <p>1 / 2 以内 予算の範囲 内で配分</p> | <p>補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合</p> |

様式第1号(第3条関係)

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

協議会名)
代表者 役職 氏名 印

平成 年度地域で防ぐ鳥獣被害防止支援事業費補助金交付申請書

平成 年度において、別添のとおり事業を実施したいので、地域で防ぐ鳥獣被害防止支援事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定に基づき、補助金 円
の交付を申請する。

| 区 分 | 補 助 金 額 | 備 考 |
|---------------------|---------|-----|
| 地域で防ぐ鳥獣被害防止支援事業費補助金 | 円 | |

(注)別添として、地域で防ぐ鳥獣被害防止支援事業実施要領第4条による事業実施計画の承認申請に添付した事業実施計画書を提出するものとする。

様式第2号(第4条関係)

番 号
平成 年 月 日

団体名
(協議会名)
代表者 役職 氏名 殿

山梨県知事 印

平成 年度地域で防ぐ鳥獣被害防止支援事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって申請のあった地域で防ぐ鳥獣被害防止支援事業費補助金については、同補助金交付要綱第4条により、次のとおり交付を決定する。

- 1 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、補助金交付申請書の記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費、補助金の額及び交付先は、次のとおりとする。

| | | |
|------------|---|---|
| 補助事業に要する経費 | 金 | 円 |
| 補助金の額 | 金 | 円 |
| 交付先 | | |

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

協議会名
代表者 役職 氏名 印

平成 年度地域で防ぐ鳥獣被害防止支援事業補助金変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定の通知があった事業について、別添のとおり変更したいので、地域で防ぐ鳥獣被害防止支援事業費補助金交付要綱第5条第1項第1号の規定に基づき申請する。

| 区 分 | 補 助 金 額 | 備 考 |
|-----|---------|-------|
| | 円 | (変更前) |
| | 円 | (変更後) |

(注) 1 別添として、地域で防ぐ鳥獣被害防止支援事業実施要領第4条による事業実施計画の変更承認申請に添付した事業実施計画書を提出するものとする。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換えるとともに、補助金の交付の決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

2 添付書類については、交付申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。

3 交付金の額が増額する場合には、件名の「平成 年度地域で防ぐ鳥獣被害防止支援事業費補助金変更承認申請書」を「平成 年度地域で防ぐ鳥獣被害防止支援事業費補助金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「別添のとおり変更したいので、地域で防ぐ鳥獣被害防止支援事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき申請する。」を「別添のとおり変更したいので、地域で防ぐ鳥獣被害防止支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により、交付金 円を追加交付されたく申請する。」とする。

様式第4号（第5条関係）

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

協議会名
代表者 役職 氏名 印

平成 年度地域で防ぐ鳥獣被害防止支援事業費補助金中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった地域で防ぐ鳥獣被害防止支援事業費補助金について、次のとおり中止（廃止）したいので、同補助金交付要綱第5条第1項第2号の規定により申請します。

1 中止（廃止）の理由

（できるだけ具体的に記入すること）

2 中止の期間（廃止の時期）

様式第5号(第6条関係)

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

協議会名
代表者 役職 氏名 印

平成 年度地域で防ぐ鳥獣被害防止支援事業費補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった地域で防ぐ鳥獣被害防止支援事業費補助金について、同補助金交付要綱第6条第2項の規定により次のとおり概算払を請求します。

1 概算払請求額 円

2 内 訳

| 補助金 交付決定額 | 既概算 交付額 | 差引額 - = | 今回 概算請求額 | 備 考 |
|--------------|------------|------------|-------------|-----|
| | | | | |

3 概算払請求の理由

4 支払いの方法

| | |
|-------|-------------|
| 口座振替 | |
| 金融機関名 | 本店・支店(支店名) |
| 預金種別 | 当 座 ・ 普 通 |
| フリガナ | |
| 口座名義 | |
| 口座番号 | No. |

様式第6号（第7条関係）

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

協議会名
代表者 役職 氏名 印

平成 年度地域で防ぐ鳥獣被害防止支援事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定の通知があった事業について、別添のとおり実施したので、地域で防ぐ鳥獣被害防止支援事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、その実績を報告する。（なお、あわせて精算額として 円の交付を請求する。）

- （注）1 別添として、地域で防ぐ鳥獣被害防止支援事業実施要領第4条による事業実施計画の承認申請に添付した書類を実績報告書と読み替えて提出するものとする。
- 2 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費毎の内訳を記載した資料、帳簿の写しのいずれかを添付すること。また、このほか交付申請書又は変更承認申請書に添付したものに変更があったものについては、必要書類を添付すること。
- 3 補助金の振込口座（金融機関名、預金種別、口座名義（仮名をつける）、口座番号）を記載した書類を添付すること。

様式第7号（第7条関係）

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

協議会名
代表者 役職 氏名 印

平成 年度地域で防ぐ鳥獣被害防止支援事業費補助金
に係る消費税等仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった地域で防ぐ鳥
獣被害防止支援事業費補助金について、同補助金交付要綱第7条第3項の規定によ
り報告します。

- 1 補助金の額の確定額
金 円
(平成 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
- 2 補助金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額
金 円

(注) 内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。